

外交・安全保障における新たな事象の最前線としての南洋群島 —「南洋群島」資料目録公開を機縁として—

はじめに

- (1) 本稿の目的
- (2) 南洋群島とはなにか？

1 「南洋群島」資料の概要

- (1) 「南洋群島」資料成立の背景
- (2) 「南洋群島」資料の構成

2 「南洋群島」研究の意義—気候安全保障の最前線として—

- (1) 気候変動とは何か？
- (2) 気候安全保障の最前線としての南洋群島

おわりに



小森 雄太

(笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員)

はじめに

(1) 本稿の目的

2021年7月に開催された第9回太平洋・島サミット(The Ninth Pacific Islands Leaders Meeting: PALM9)には、我が国をはじめ、島嶼14か国(ツバル、クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、バブアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ)、豪州、ニュージーランド、ニューカレドニアおよび仏領ポリネシアの19か国・地域の首脳等が参加した。今回のPALM9においては、今後3年間の重点分野として、(1)新型コロナへの対応と回復、(2)法の支配に基づく持続可能な海洋、(3)気候変動・防災、(4)持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、(5)人的交流・人材育成の5つの重点分野を中心に議論が行われ、議論の成果として「第9回太平洋・島サミット(PALM9)首脳宣言」並

びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画(太平洋のキズナ政策)」及び「ファクトシート—PALM8以降の日本の支援」が採択された¹。今回の会合で採択された「太平洋のキズナ政策」は、日本の「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)²」構想の一環として、オールジャパンで取り組んでいる太平洋島嶼国との関係強化の総称として、今回提示されたものである³。これは我が国の主要な外交・安全保障政策である FOIP の推進において、これらの国々あるいは地域が重要な役割を担っているということである。

本稿においては、このような特徴を有する南洋群島に注目し、一般社団法人太平洋協会アジア太平洋資料室に所蔵されている「南洋群島」資料の目録が2022年3月に公開されたことを機縁として、南東群島の地理的あるいは政治的な位置づけを踏まえ、我が国を含む国際関係においてどのような存在と見做し得るのかを明らかにする。そして、いわゆる「南洋群島」研究の意義についても再考し、今後求められる取り組みを提示することを目指す。

(2) 南洋群島とは何か?

本稿で注目する「南洋群島」は、一般的に6大州の1つであるオセアニア(Oceania)を構成するメラネシア(Melanesia)、ポリネシア(Polynesia)およびミクロネシア(Micronesia)のうち、ミクロネシアのグアムを除くマリアナ諸島(Mariana Islands)、カロリン諸島(Caroline Islands)、マーシャル諸島(Marshall Islands)が対象とされる⁴。これらの地域は現在、米国の北マリアナ諸島自治連邦区(Commonwealth of the Northern Mariana Islands, the United States of America)(マリアナ諸島)、パラオ共和国(Republic of Palau)およびミクロネシア連邦(Federated States of Micronesia)(カロリン

1 外務省ウェブサイト「第9回太平洋・島サミット(PALM9)(結果概要)」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page3_003070.html) (2022年4月16日検索)。

2 末次富美雄(2021)「地政学から見た太平洋・島サミット」実業之日本フォーラム(https://forum.j-n.co.jp/post_politics/2368)。

3 いわゆる FOIP については、下記を参照されたい。相澤輝昭(2021)「『自由で開かれたインド太平洋(FOIP)』の変遷と展開」『海洋政策研究』第15号1-36頁。

4 小林泉(2019)「南洋群島と日本による委任統治」『島嶼研究ジャーナル』第9巻第1号6-27頁。なお、南洋群島は「南洋諸島」とも言われることがあるが、本稿においては、下記を踏まえ、特段の場合を除き、「南洋群島」と称して議論を進める。安東正夫(1985)「南洋群島か南洋諸島か」『太平洋学会学会誌』第27号7頁、小菅輝雄(1985)「南洋群島か南洋諸島か」『太平洋学会学会誌』第27号6-7頁。

諸島)、そして、マーシャル諸島共和国(Republic of the Marshall Islands)(マーシャル諸島)となっている⁵。また、「南洋群島」という表記について、長沢一恵(2017)のように「南洋諸島」と称している場合もある。しかし、「帝国占領南洋諸島ニ於テ取扱フ普通郵便、郵便為替、郵便貯金及郵便振替貯金ノ事務ニ関スル件(大正4年10月5日通信省令第43号)」を除き、我が国が制定したほとんどの法令が「南洋群島」と称していること、安東正夫(1985)および小菅輝雄(1985)といった主張があることなども踏まえ、本稿においては、特段の場合を除き、前述のグアムを除くマリアナ諸島、カロリン諸島およびマーシャル諸島を「南洋群島」として議論を進める⁶。

1 「南洋群島」資料の概要

(1) 「南洋群島」資料成立の背景

本稿で注目する「南洋諸島」資料が成立した背景について、その第1号である『島嶼研究ジャーナル』第11巻特別号(以下、「目録」とする)の冒頭において、以下のように紹介されているので、少し長いが引用してみたい。

一般財団法人アジア会館の『アジア太平洋資料室』には、日本が南の島々との交流を深めていた時代の邦文文献約1万点が納められている。中でも、全体の6割ほどを占める191年から1945年まで、日本が委任統治していた南洋群島に関わる文書類の数々は、今や第一級レベルの貴重資料である。というのも、敗戦による深刻な資料散逸があつて、これだけまとまった文献群は国内外を問わず、他に類を見ないからである。とりわけ貴重資料と思われるのは、政府ならびに公的機関が発刊

5 本稿冒頭で紹介した PALM9 に参加した島嶼 14 か国のうち、ミクロネシアにはキリバス共和国(Republic of Kiribati)およびナウル共和国(Republic of Nauru)が、ポリネシアにはクック諸島(Cook Islands)、サモア独立国(Independent State of Samoa)、ツバル(Tuvalu)、トンガ王国(Kingdom of Tonga)およびニウエ(Niue)が、メラネシアにはソロモン諸島(Solomon Islands)、バヌアツ共和国(Republic of Vanuatu)、パプアニューギニア独立国(Independent State of Papua New Guinea)、フィジー共和国(Republic of Fiji)がそれぞれ含まれている。

6 ちなみに、国立情報学研究所が提供する学術情報ナビゲータである「CiNii」において、「南洋群島」という用語で検索すると302件が表示されるのに対して、「南洋諸島」という用語で検索すると57件が表示されたことを踏まえると、学術的にも「南洋群島」として認知されていることが窺える。

した書類や手書きを含めた各種報告書の類である。さらに、南洋庁が公学校(地元民の小学校)用に発行した教科書、当時の街並みや人々の暮らしの様子が分かる写真集なども珍しい。これらは、市井の研究者であった故山口洋児氏が古書店市場から一つずつ探し出したり、かつつの南洋群島関係者を一人ひとり訪ね歩いたりするなどして、数十年かけて集積したコレクション(山口コレクション)が基礎になっている。

このような特定のテーマに注目した史料群について、例えば、国立国会図書館憲政資料室には、近現代の日本の政治家・官僚・軍人などが所蔵していた資料を収集し、旧蔵者別に整理した「憲政資料」、海外の諸機関等が所蔵している日本占領関係の公文書を中心とした「日本占領関係資料」、中南米、北米、ハワイ等において個人からの寄贈や購入等により収集した日本人移民関係の「日系移民関係資料」などの史料が所蔵されているが、いずれの史料においても、日記のみや公文書のみといった単一の史料のみで構成されているということは無く、さまざまな史料から構成されている。そのため、「歴史の専門分野は、様々な制度的背景の下で働く人々、また独立して専門家として働く人々から構成されており、多岐に及んでいる。しかし、すべての歴史家は、同一の行動原理によって導かれるべきである。」となし、専門家として歴史家として誠実さ(integrity)が問われると説いています。そして、「誠実であるためには、本人自身の偏見を自覚し、適切な方法、分析をする。」ことが求められる⁷。

このような史料群に対する一般的な理解や認識、あるいは取り組みを踏まえると、「南洋諸島」資料が民間団体によって、保存・管理されてきたのみならず、学術的利用に供するために整理されるということは、稀有な取り組みであると評価できる。

(2)「南洋群島」資料の構成

前述の経緯を経て形成された「南洋群島」資料について、その対象や関心は多岐に亘っている。そのため、目録においては、発行元や出版社、印刷所に注目して、仕訳を行っている。

7 大濱徹也(2002)「公文書館の課題と使命」『アーカイブズ』第9号1-22頁。

第1の分類である「南洋庁」においては、南洋庁の各部署や支分部局(長官官房文書課や同調査課、サイパン支庁、同テニアン出張所、気象台、産業試験場、水産試験場など)、各種学校(南洋庁サイパン公学校やパラオ尋常高等小学校など)はもちろんのこと、その前身であり、第1次世界大戦において日本軍が占領したドイツ領ミクロネシア各諸島(南洋群島)における軍政を担った臨時南洋群島防備隊や同大戦において南太平洋に展開した第1、第2南遣枝隊司令部をはじめとする海軍が作成あるいは刊行した資料、または関係各所から南洋庁へ提出された資料などが採録されている。

第2の分類である「政府・公的団体」においては、外務省や文部省などの南洋庁以外の日本政府の中央官衙、沖縄県や金武町や北谷町、北中城村、玉城村(現在の南城市)などの沖縄県内の地方公共団体、東京帝室博物館や第一高等学校(現在の東京大学)、南満州鉄道などが作成あるいは刊行した資料が採録されている。

第3の分類である「企業・産業」においては、南洋拓殖株式会社や南洋興発株式会社、三菱本社、三井金属鉱業をはじめとする当時の南洋群島で展開していた企業や商店が作成あるいは刊行した資料が採録されている。

第4の分類である「学術機関・学会・協会等」においては、慶應出版社や早稲田大学出版部などの大学出版部、京都帝国大学や台北帝国大学などの高等教育機関、京都法学会や京都帝国大学経済学会などの学術団体が作成あるいは刊行した資料が採録されている。

第5の分類である「一般書籍・その他」においては、岩波書店や三省堂といった大手書店が作成あるいは刊行した資料に加え、いわゆる私家版と称される個人が自費で作成あるいは発行した著作物などが採録されている。

そして、第6の分類である「雑誌・新聞」においては、朝日新聞社や毎日新聞社、実業之日本社、双葉社、新潮社、中央公論社などの民間企業が作成または刊行した雑誌等が採録されている。

このように「南洋群島」資料は非常に広範な資料を取りまとめたものであり、その対象とする地域や対象もまた非常に広範であることがわかる。これは換言すると、南洋群島を取り巻くさまざまな諸課題の改善や